

エムベーストーキョー 利用規約

第1条（目的）

当ジムは、会員が安全に格闘技を学び、心身の健康増進を図ることを目的とします。

第2条（入会）

1. 所定の入会金・諸費用を支払い、入会申込書を提出した方を会員とします。
2. 未成年者は親権者の同意を必要とします。

第3条（入会の拒否）

以下に該当する場合、入会をお断りすることがあります。

1. 虚偽申告があった場合
2. 反社会的勢力に該当する場合
3. 費用未納など、当ジムが不相当と判断した場合

第4条（会員資格の譲渡）

会員資格は譲渡できません。

第5条（保険・事故の免責）

1. 会員は当ジム指定のスポーツ保険に加入するものとします。
2. トレーニング・スパリング等は自己責任で行うものとし、ケガ・事故・物損について当ジムは責任を負いません。
3. インストラクターの指示に従わない場合の事故は免責とします。

第6条（施設利用ルール）

会員は以下を遵守してください。

1. 土足禁止、備品の丁寧な扱い
2. 危険行為・迷惑行為の禁止
3. スパリングはスタッフの許可制
4. ジム内外での禁煙・禁酒
5. 撮影はスタッフの許可が必要
6. 感染症・皮膚疾患が疑われる場合は利用不可

第7条（私物管理）

私物の管理は会員自身が行い、紛失・盗難等について当ジムは責任を負いません。

残置物は一定期間後に処分できるものとします。

第8条（損害賠償）

会員が故意・過失により当ジムまたは第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償するものとします。

第9条（第三者トラブル）

会員が第三者に損害を与えた場合、会員自身が誠実に対応するものとします。

第10条（退会・休会）

1. 退会は毎月10日までの申請とし、月途中の返金はありません。
2. 休会は最長12ヶ月、休会費1,100円とします。

第11条（会員資格の取消し）

以下に該当する場合、会員資格を取消すことがあります。

1. 虚偽申告
2. 費用未納
3. 危険行為・迷惑行為

4. 名誉毀損・ハラスメント
5. 犯罪行為
6. その他、当ジムが不適當と判断した場合

第12条（休業）

当ジムはイベント・補修・運営上の都合により休業することがあります。

原則1週間前までに告知しますが、緊急時はこの限りではありません。

第13条（料金・規約の改定）

料金および規約は必要に応じて改定することができ、改定の1ヶ月前までに告知します。

第14条（個人情報）

会員情報は当ジムの運営目的のみに使用し、適切に管理します。

2026年1月制定

エムベーストキーヨー